

エステティックサービス契約書

本部	店長	担当者

裏面の約款に基づき以下のとおり契約を締結します。

No. _____

裏面を必ずお読み下さい。

契約日： 年 月 日		有効期限： 年 月 日	
ご契約者(甲)	お名前 (フリガナ)	生年月日：大 昭 平 年 月 日(歳)	お客様番号
	ご住所	〒 _____ 都 道 府 県 _____ 郡 市 区 _____ 町 丁目 番 号	
	お仕事 無職 主婦 学生 自営 勤務	名称 所在地	〒 _____ 内線 _____
E-mail		DM： 可 ・ 不可	

入 会 金						¥				
施 術 内 容	施 術 内 容 詳 細	単 価	回 数	1回あたりの施術時間	総時間数	料 金 (税込・税別)				
						¥				
						¥				
						¥				
						¥				

以下の欄は、約款第2条第2項に定める関連商品(健康補助食品、化粧品、石けん、浴用剤)を記載します。

関 連 商 品				単 価	数 量	料 金 (税込・税別)	¥			
商 品 内 容 詳 細							¥			
							¥			
							¥			
							¥			
							¥			
消 費 税 額							¥			
合 計 金 額							¥			

料金支払方法	(1)現金支払い	年 月 日(¥)	
	(2)クレジット支払い	年 月 日(¥)	
	信販会社名()	申込番号()	支払回数()
	金額(¥)	うち、手数料(¥)	
前払金の保全借置： あり(内容)		なし	契約書受領印
抗弁権の接続： あり		なし	月 日

上記内容にて確かにお受け致しました。

(乙)

会社名	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-19-9ビクトビル4F
代表者氏名	株式会社ビューティースリー
所在地	代表取締役 田 向 隆 行
電話番号	TEL 03-5614-4333 FAX 03-5614-4331

契約担当者

所 属

氏 名

電話番号

エステティックサービス契約書約款

第 1 条 1. お客様（以下「甲」といいます。）は、本契約書記載の内容を承諾の上、本日当サロン（以下「乙」といいます。）に対し、エステティックサービスの申込みを行い、乙は甲の申込みを承諾しました。
 2. 甲が未成年の場合は、親権者の同意を必要としますので、親権者の同意を確認した上で本契約の成立とします。（本契約書に親権者の同意書を添付して頂きます。）
 3. 甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払い契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。

第 2 条 1. 乙は、甲に対し、乙の定めるエステティックサービスの中から甲が選択するサービスを、契約書記載の対価・回数・施術時間により行うものとします。
 2. サービスに付随して必要となる関連商品（健康補助食品・化粧品・石けん・浴用剤）の販売を行う場合には、その関連商品（健康補助食品・化粧品・石けん・浴用剤）ごとの価格・数量を明らかにするものとします。
 3. サービスに付随して必要となる関連商品（下着類・美顔器・脱毛器）の販売を行う場合には、関連商品購入契約書により、その関連商品（下着類・美顔器・脱毛器）ごとの価格・数量を明らかにするものとします。
 4. 乙は、甲に対するサービスの提供の記録を作成し、その記録を常備するものとします。

第 3 条 甲は、乙からエステティックサービスを受けるに当たって、支払の方法として、前払金の現金一括払い又は乙と提携するクレジット会社の立替払い等のなかから甲の希望する方法を選択できるものとします。

第 4 条 この契約の有効期間は、この書面の交付日より表面記載の「有効期限の日」までとします。有効期間を経過した場合、本契約に定めるお客様の権利は無効となります。ただし、甲乙の合意により有効期間を延長した場合はこの限りではありません。（甲が期間の延長を希望する場合は、有効期限の1ヶ月前までに、乙に申し出をして、乙の了承を得なければなりません。）有効期限を経過した契約に関する解約は認められません。

第 5 条 1. 乙はエステティックサービスを行うに際し、事前に、甲に対し、同人が皮膚疾患等により治療中であるか、アレルギー体質であるか、薬を服用しているか、敏感肌性であるかその他エステティックサービスを受ける障害となる事由があるか否かを、聴取し、確認するものとします。
 2. エステティックサービスの期間中に、甲が体調を崩したり、サービス部位に異常を生じた場合には、甲は直ちに、乙に対し、その旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちにエステティックサービスを中止します。また、その原因が乙に起因する疑いがある場合には、とりあえず乙の負担で、甲に医師の診療を受けていただく等の適切な処置を図ることとします。

第 6 条 1. 甲は、本契約を定める事項を記載した契約書面の交付を受けた日から起算して8日以内であれば、書面により、入会金を含め契約を解除することができるものとします。
 2. 前項の契約の解除に関して、乙が甲に不実のことを告げて甲が誤認した場合、または甲が乙に威迫され、甲が困惑して前項の契約を解除しなかったときは、改めて前項の契約解除ができる旨の書面を、甲が受理した日を含む8日間を経過するまでは、前項の契約の解除ができます。
 3. ただし、第2条第2項に定める関連商品（健康補助食品・化粧品・石けん・浴用剤）について使用し、又はその全部もしくは、一部を消費したとき、（乙が甲に当該商品を使用させ、又はその全部もしくは一部を消費させた場合は除く）は、その限りではないこととします。商品の引渡しが生じているときは、その引取りに要する費用は乙の負担とします。

第 7 条 前条による契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を、乙宛てに発信した時に、その効力が発生するものとします。なお、甲はクレジットを利用する契約の場合は、直ちにクレジット会社にも別途書面による通知をするものとします。

〇〇年〇月〇日、貴社との間で締結した〇〇〇〇〇〇の役務提供について、約款第6条及び第7条の規約に基づき解除します。
 なお、私が貴社に支払った代金の〇〇〇〇円を、下記銀行口座に振り込んで下さい。
 また、私が、保管している商品を引き取って下さい。
 〇〇銀行〇〇支店、普通預金口座〇〇〇〇〇号 口座名義人 〇〇〇〇
 〇〇年〇月〇日
 契約者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏名 〇〇〇〇 印
 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇会社 代表者 〇〇〇〇 殿

第 8 条 第6条による契約解除については、解約損料及び利用したサービスの対価は不要とし、乙は甲から受領した前払金を速やかに甲に返還するものとします。
 なお、前払金を返還する際の費用は乙の負担とします。

第 9 条 1. 第6条に定める期間を経過した場合にも、契約期間が1ヶ月を超え、契約金が5万円を超える場合、甲は乙に申し出ることにより契約を解除することができます。
 この場合、甲は、乙に対し、役務提供開始前の場合……2万円
 役務提供後の場合……契約残額の10%の契約損料を支払うものとします。
 ただし、解約損料は、2万円を超えることができないものとします。解約損料には初期費用を含むものとします。
 2. 第2条第2項、第3項に定める関連商品についても、前項による解約ができるものとします。ただし、商品の状態により商品価値が残存していないと評価された場合は、その限りではありません。

第 10 条 1. 甲が、前条により契約を解除した場合、乙は、既に受領している前受金のうち、下記算式によって計算された精算金を、契約解除の日から1ヶ月以内に甲に返還するものとします。ただし、精算金がマイナスの場合、甲は乙に対しその不足分を支払うこととします。
 [算式]
 精算金＝支払い総額－（1回当たりの料金×利用回数）－解約損料－関連商品の通常の使用料相当額
 支払の総額には入会金も含まれるものとします。第2条第3項に定める関連商品の使用料等については、関連商品売買契約書によるものとします。クレジットの清算は、クレジット会社所定の方法によるものとします。
 2. 前項の場合において、サービスを提供する場所の変更等、乙の都合によって甲がサービスを受けることが著しく困難になったことにより、甲が契約の解除をした場合には、乙は、甲に対し、前項の精算金の計算にあたり、解約損料を控除しないものとします。
 3. 甲は、乙がクレジット会社の請求により精算上必要な範囲において甲の利用回数をクレジット会社に通知することを承諾するものとします。
 4. [抗弁権の接続] クレジット契約成立後、甲が乙との契約について何らかの苦情（抗弁事由）がある場合、甲はそれが解決されるまで、クレジット会社からの支払い請求に対抗することができます。

第 11 条 甲の自己都合により、施術予約をキャンセルする場合は、甲は乙に所定のキャンセル料を支払うこととします。

第 12 条 1. 本契約に定める事項について疑義が生じた場合、その他本契約に関して紛争が生じた場合には、甲乙協議のうえ、解決するものとします。
 2. 本契約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。



■お支払方法

- a) 現金によるお支払い... 契約後7日以内に一括でお支払い下さい。
b) クレジットカードによるお支払い... (VISA・MASTER)
c) 信販会社等のご利用による分割払い...

■クーリングオフについて

- 1) お客様は契約書を受領した日から8日間は、書面(書面を発信した時に効力が発生します。)により入会金を含め、契約の解除が出来ます。
2) 前項の契約の解除が当サロンの責により妨害された場合は、経済産業省で定められた契約の解除ができる旨を記載した書面の交付・説明を受けた日から8日間を経過するまでは、前項の契約の解除が出来ます。
3) クーリングオフされた場合、違約金及び提供済み役務の対価は、お支払い不要です。

■中途解約について

クーリングオフ期間を過ぎた解約は、下記の計算式により精算します。
清算金=支払総額-(1回あたりの料金×利用回数)-違約金
※違約金は、役務提供開始前の場合は20,000円、役務提供開始後の場合は20,000円または契約残額の10%に相当する金額のいずれか低い金額とします。

■未成年者のエステティック契約

制限行為能力者(以下、未成年者という。)のエステティック契約締結は、原則、法律で禁止されております。但し、法定代理人(主に両親、以下、親権者という。)の同意を得ることで契約の締結は可能となります。

■サロン利用システム

(1) 予約方法について

〈脱毛コース〉
脱毛の施術は、毛の生え変わりサイクルにあわせて行っていきます。通常は多少の個人差も考慮の上、早くとも3ヶ月に一度の施術が適切と言われております。
1回で全身の部位を施術する(光速脱毛)コースの方は、前回施術時より3ヶ月以上期間を開けて頂いた上で1つのご予約をお取り頂きます。

(2) 無断キャンセル・無断遅刻について

脱毛無制限コースをご契約の方は、連絡なきキャンセル・遅刻の場合は、キャンセル料・無断遅刻料として3,000円をご来店時に申し受けます。
脱毛有限回数コース、バストアップ・フェイシャル施術コースをご契約の方は、ご契約回数の施術に関しては無制限で保証致しますが、ご予約頂いたにもかかわらず連絡なきキャンセル・遅刻の場合は累計2回目から、その都度毎にご契約箇所全ての部位について施術1回分を消化扱いとさせていただきます。

(3) メニュー

各コースの説明などは、初回カウンセリングの際にお客様の要望およびお身体の状態にあわせてご案内させていただきます。
お客様のお身体の状態により、施術が出来ない場合もございます。
なお、各コースの施術において、別途購入を要する商品はございません。

(4) 脱毛部位とその分け方

光速脱毛は原則、全ての部位を1回の施術で行います。セパレート脱毛では下記の部位1ヶ所を1回の施術で行いますので、ご希望部位毎にご予約下さい。
・腕・顔・ワキ(ヒジ上/ヒジ周り/ヒジ下/手指甲/顔/ワキ)
・前面(胸/腹/Vライン/1ライン)
・背面(襟足/背中上/背中下/尻/Oライン)
・脚(ヒザ上/ヒザ周り/ヒザ下/足指甲)

(5) 料金表

料金表は各部位毎の単価(定価)です。キャンペーン等のコース契約の場合、契約価格に応じて1回あたりの料金を計算致します。
所要時間は目安です。多少の個人差がございますので、お時間には余裕を持ってご来店下さい。

Table with 4 columns: 脱毛部位, 単価(定価), 所要時間, 光速セパレート. Rows include 顔, 口周り, ワキ, ヒジ上, ヒジ周り, ヒジ下, 手指甲, 胸, 乳輪周り, お腹, ヘそ周り.

Table with 4 columns: 脱毛部位, 単価(定価), 所要時間, 光速セパレート. Rows include Vライン, 1ライン, 襟足, 背中(上), 背中(下), ヒップ, Oライン, ヒザ上, ヒザ周り, 足指甲.

Table with 3 columns: バストアップ, 単価, 所要時間. Row: バストアップ ¥31,500 30分

Table with 3 columns: フェイシャル, 単価, 所要時間. Row: フェイシャル ¥21,000 30分

■当サロンの役務提供期間は、原則、契約日より1年間となります。但し、当サロンは回数保証制となっておりますので、お客様のご都合でご来店が困難になった場合でも、契約された回数分(有償または無償に係わらず)は期間経過後も施術を受けることが出来ますのでご安心下さい。

■ご来店の際のご注意

- 安全な施術を行う為、残念ながら、ご来店頂いても以下の方への施術は一切お断りさせていただきます。
・生理中の方
・二日酔いの方
・当日アルコールを飲まれている方、飲む予定のある方
・お薬を服用されている方
・乾燥がひどい方
・体調がすぐれない方
・日焼けをされている方
・剃毛未処理、もしくは処理残しのある方(襟足・背中上を除く)
・施術箇所を当日剃毛された方(必ず前日に剃毛して下さい)

■施術後のお手入れについて

- ・当日は湯船にはつからずシャワー程度で済ませて下さい。
・当日の飲酒は絶対におやめ下さい。
・当日は刺激性化粧品のご使用は避けて下さい。
・当日はマッサージの刺激は避けて下さい。
・お肌はいつも清潔に保って下さい。汗をかいたままにしている等のムレが原因で、毛穴に炎症が起こる場合があります。
・お肌を乾燥させない様、十分保湿をして下さい。痒みや炎症の原因となります。
・施術直後(2日~3日)のシェービングは避けて下さい。
・過度の紫外線を浴びないで下さい。施術前後1ヶ月くらいは、海やプールなど紫外線を強く浴びる場所は避け、日常の紫外線にもご注意ください。ヤケド・色素沈着(シミ)の原因となります。来店時は、お肌に合った日焼け止めなどをお持ち下さい。
・お肌に赤みが出た場合は、症状が消えるまで丁寧に冷やして下さい。
・お肌をこすらないようにご注意ください。(下着やストッキングの摩擦にもご注意ください)
※効果には個人差がございます。
※肌トラブルゼロを保証するものではありません。
※お肌に異常を感じた場合は、速やかにサロンにご相談下さい。

■お見積額

□ 全身脱毛 _____ コース(有償 _____ 回、 _____ 回目以降無償)
コース名: □

お支払総額 ¥

※前受金の保全措置はありません。

- 会社名 株式会社ビューティースリー
■サロン名 全身脱毛専門店 シースリー
■本社所在地 東京都中央区日本橋浜町2-19-9 VCTビル4F
■代表者 代表取締役 田向隆行
■電話番号 03-5614-4333

私は、この「当サロンのシステムのご案内(事前説明書)」によりサービスの内容について説明を受け、本書面を確かに受け取りました。

(西暦) 年 月 日 氏名



■お支払方法

- (a) 現金によるお支払い・・・契約後7日以内に一括でお支払い下さい。
店頭もしくは銀行振込からお選び頂き、銀行振込の場合、振込手数料はおお客様負担とさせて頂きます。なお、契約から7日以内に施術のご予約がある場合は、初回施術日がお支払日となります。
 - (b) クレジットカードによるお支払い・・・(VISA・MASTER)
契約後、7日以内に店頭でお支払い下さい。一括決済のみの対応となります。なお、契約から7日以内に施術のご予約がある場合は、初回施術日がお支払日となります。
 - (c) 信販会社等のご利用による分割払い・・・()
契約後、初回施術日まで(もしくは30日以内)にお手続きと書類の提出を完了させて下さい。頭金がある場合は、契約後7日以内に現金もしくはクレジットカードで一括でお支払い下さい。未成年者不可。
- ※信販会社のショッピングクレジットご利用の場合、抗弁権の接続が出来ます。詳細につきましては、クレジット契約書をよくお読み下さい。

■クーリングオフについて

- (1) お客様は契約書を受領した日から8日間は、書面(書面を発信した時に効力が発生します。)により入会金を含め、契約の解除が出来ます。
- (2) 前項の契約の解除が当サロンの責により妨害された場合は、経済産業省で定められた契約の解除ができる旨を記載した書面の交付・説明を受けた日から8日間を経過するまでは、前項の契約の解除が出来ます。
- (3) クーリングオフされた場合、違約金及び提供済み役務の対価は、お支払い不要です。もし、お支払済みの金銭がある場合、速やかに全額を返還致します。

■中途解約について

クーリングオフ期間を過ぎた解約は、下記の計算式により精算します。
清算金＝支払総額－(1回あたりの料金×利用回数)－違約金
 ※違約金は、役務提供開始前の場合は20,000円、役務提供開始後の場合は20,000円または契約残額の10%に相当する金額のいずれか低い金額とします。
 ※信販会社の清算は、信販会社所定の方法によるものとします。
 ※1回あたりの料金については【サロン利用システム】(5)料金表をご参照下さい。
 ※役務提供が有償回数分と無償回数分からなるご契約については、有償回数分が中途解約の対象となります。

■未成年者のエステティック契約

制限行為能力者(以下、未成年者という。)のエステティック契約締結は、原則、法律で禁止されております。但し、法定代理人(主に両親。以下、親権者という。)の同意を得ることで契約の締結は可能となります。
 未成年者契約同意書へ、契約者・親権者それぞれが直筆で必要事項をご記入頂き、親権者同伴の上サロンへご提出頂きます。
 親権者の同伴が困難な場合は、事前にサロンへお申し出下さい。記入内容確認のため、親権者へサロンよりお電話させて頂きます。

■サロン利用システム

- (1) 予約方法について
(脱毛コース)
脱毛の施術は、毛の生え変わりサイクルにあわせて行っていきます。通常は多少の個人差も考慮の上、早くとも3ヶ月に一度の施術が適切と前々回を言われております。1回で全身の部位を施術する(光速脱毛)コースの方は、前回施術時より3ヶ月以上期間を開けて頂いた上で1つのご予約をお取り頂きます。
部位単位毎の施術(セパレート脱毛)で無制限コースの方は、1クール(全部位1回施術)目に限り月に1つ、2クール目以降は3ヶ月以上期間を開けて頂いた上で月に2つまでご予約をお取り頂きます。
セパレート脱毛で有限回数コースの方は、常に3つまでご予約をお取り頂けません。1クール目に限り全部位4つのご予約をお取り頂きます。
但し、予約の受付期間は当月から月単位で2ヶ月先までとさせて頂きます。ご来店時に店頭でご予約頂くか、お電話またはWEBサイトにてご予約下さい。
(バスタアップ・フェイシャル)
施術来店ペースにつきましては、お客様の期待する効果・ご要望を伺った上でご提案させて頂きます。
- (2) 無断キャンセル・無断遅刻について
脱毛無制限コースをご契約の方は、連絡なきキャンセル・遅刻の場合は、キャンセル料・無断遅刻料として3,000円をご来店時に申し受けます。
脱毛有限回数コース、バスタアップ・フェイシャル施術コースをご契約の方は、ご契約回数の施術に関しては無期限で保証致しますが、ご予約頂いたにもかかわらず連絡なきキャンセル・遅刻の場合は累計2回目から、その都度毎にご契約箇所全てについて施術1回分を消化扱いとさせて頂きます。
キャンセル・遅刻の場合は、必ず予約時間の1分前までにご連絡下さい。直前でもご予約時間前のご連絡であれば、消化扱いとなることはございません。
- (3) メニュー
各コースの説明などは、初回カウンセリングの際にお客様の要望およびお身体の状態にあわせてご案内させて頂きます。
お客様のお身体の状態により、施術が出来ない場合もございます。
なお、各コースの施術において、別途購入を要する商品はございません。
- (4) 脱毛部位とその分け方
光速脱毛は原則、全ての部位を1回の施術で行います。セパレート脱毛では下記の部位1ヶ所を1回の施術で行いますので、ご希望部位毎にご予約下さい。
・腕・顔・ワキ(ヒジ上/ヒジ周り/ヒジ下/手指甲/顔/ワキ)
・前面(胸/腹/Vライン/Iライン)
・背面(襟足/背中上/背中下/尻/Oライン)
・脚(ヒザ上/ヒザ周り/ヒザ下/足指甲)

(5) 料金表

料金表は各部位毎の単価(定価)です。キャンペーン等のコース契約の場合、契約価格に応じて1回あたりの料金を計算致します。
 所要時間は目安です。多少の個人差がございますので、お時間には余裕を持ってご来店下さい。

脱毛部位	単価(定価)	所要時間	
		光速	セパレート
顔	¥10,000	5	15分
口周り	¥4,000	2	5分
ワキ	¥3,000	2	5分
ヒジ上	¥9,000	5	15分
ヒジ周り	¥4,000	2	5分
ヒジ下	¥8,000	3	10分
手指甲	¥4,000	2	5分
胸	¥10,000	5	15分
乳輪周り	¥4,000	2	5分
お腹	¥8,000	3	10分
へそ周り	¥4,000	2	5分

脱毛部位	単価(定価)	所要時間	
		光速	セパレート
Vライン	¥3,000	2	5分
Iライン	¥3,000	2	5分
襟足	¥4,000	3	10分
背中(上)	¥9,000	5	15分
背中(下)	¥9,000	5	15分
ヒップ	¥7,000	3	10分
Oライン	¥3,000	2	5分
ヒザ上	¥15,000	10	30分
ヒザ周り	¥4,000	2	5分
ヒザ下	¥12,000	7	20分
足指甲	¥4,000	2	5分

バスタアップ	単価	所要時間
	¥31,500	30分

フェイシャル	単価	所要時間
	¥21,000	30分

■当サロンの役務提供期間は、原則、契約日より1年間となります。但し、当サロンは回数保証制となっておりますので、お客様のご都合でご来店が困難になった場合でも、契約された回数分(有償または無償に係わらず)は期間経過後も施術を受けることが出来ますのでご安心下さい。なお、有償回数分の役務提供完了後、無償回数分の役務提供となります。また、無断キャンセル・無断遅刻の場合は、規定【サロン利用システム】(2)をご参照下さい。
 遅刻については、事前連絡の上お越し頂いても施術はお断りさせて頂いておりますので、ご了承願います。

■ご来店の際のご注意

- 安全な施術を行う為、残念ながら、ご来店頂いても以下の方への施術は一切お断りさせて頂きます。
 - ・生理中の方
 - ・二日酔いの方
 - ・当日アルコールを飲まれている方、飲む予定のある方
 - ・お薬を服用されている方
 - ・乾燥がひどい方
 - ・体調がすぐれない方
 - ・日焼けをされている方
 - ・剃毛未処理、もしくは処理残しのある方(襟足・背中上を除く)
 - ・施術箇所を当日剃毛された方(必ず前日に剃毛して下さい)

■施術後のお手入れについて

- ・当日は湯船にはつからずシャワー程度で済ませて下さい。
 - ・当日の飲酒は絶対におやめ下さい。
 - ・当日は刺激性化粧品のご使用は避けて下さい。
 - ・当日はマッサージの刺激は避けて下さい。
 - ・お肌はいつも清潔に保って下さい。汗をかけたままにしている等のムレが原因で、毛穴に炎症が起こる場合があります。
 - ・お肌を乾燥させない様、十分保湿をして下さい。痒みや炎症の原因となります。
 - ・施術直後(2日~3日)のシェービングは避けて下さい。
 - ・過度の紫外線を浴びないで下さい。施術前後1ヶ月くらいは、海やプールなど紫外線を強く浴びる場所は避け、日常の紫外線にもご注意ください。ヤケド・色素沈着(シミ)の原因となります。来店時は、お肌に合った日焼け止めなどをお持ち下さい。
 - ・お肌に赤みが出た場合は、症状が消えるまで丁寧に冷やして下さい。
 - ・お肌をこすらないようにご注意ください。(下着やストッキングの摩擦にもご注意ください)
- ※効果には個人差がございます。
 ※肌トラブルゼロを保証するものではありません。
 ※お肌に異常を感じた場合は、速やかにサロンにご相談下さい。

■お見積額

全身脱毛 _____ コース(有償 _____ 回、 _____ 回目以降無償)
 コース名:

お支払総額 ¥

※前受金の保全措置はありません。

- 会社名 株式会社ビューティースリー
- サロン名 全身脱毛専門店 シースリー
- 本社所在地 東京都中央区日本橋浜町2-19-9 VCTビル4F
- 代表者 代表取締役 田向隆行
- 電話番号 03-5614-4333

私は、この「当サロンのシステムのご案内(事前説明書)」によりサービスの内容について説明を受け、本書面を確かに受け取りました。

(西暦) 年 月 日 氏名

新しい時代のプレミアム全身脱毛は
サロンと自宅でWケア。

プレミアム全身脱毛

2WAY!

全身脱毛プランにご契約の方に、
プロ仕様のホームケア脱毛器
「シーヌリーGT HOME」をプレゼント!!

※1

プレミアム

全身脱毛 6,900円

生 涯 マンテナンス保証【2ヶ月間0円スタート】

※2

大分店 大分県大分市金池町2-1-19 大分駅前ビル7F

☎0800-888-4315 **シーヌリー** 検索

株式会社 ビューテニスリー 東京都中央区日本橋浜町2-19-9 VCTビル4F

「全身脱毛無制限コース」は18歳以上のお客様が対象です。20歳未満のお客様はご両親の同意書
をご持参いただきます。また、20歳未満のお客様が月々定額制(シヨッピーングクルシット)をご利用
する場合は初回来店時に保護者の方と同伴してご来店いただく必要があります。

※1. プレミアム全身脱毛コースをご契約された方が対象になります。

※2. 2ヶ月0円とは「全身脱毛無制限コース」を月々定額制(シヨッピーングクルシット)をご契約した
方の初回支払い日のおよその最大日数となります。ご来店施術の回数および期限を設けないプラン
となります。くわしくは初回無料カウンセリング時にお問合せください。